

市有財産売払の件(東大阪市菱屋西一丁目51番1)に係る質問回答

質問	回答
中央の住宅内にある残置物は今後撤去される予定でしょうか。	残置物も含めての引き渡しとなります。
児童遊園の整備に着手する前に利用予定はありますか。工事ヤードとして借りることはできますでしょうか。	具体的な予定はございませんが、地元自治会からの要望で貸し出す場合がございます。公共工事でない場合は、工事ヤードとしてご利用いただくことは出来かねます。
公園側のL型側溝の整備は必要ですか。	道路築造後、道路管理課に全て所管替えする必要があるため、公園側のL型側溝を含む全範囲の整備が必要です。
土地売払案内書3ページの、買受申し込みに必要な書類の、その他添付書類は、原本が必要でしょうか。	原本のご提出をお願いいたします。
土地売払案内書の道路整備図で読み取れない内容は、全て協議によるという認識でよろしいでしょうか。	はい、その通りです。関係各課と協議の上、各課の指導に従ってご対応いただくこととなります。
土地売払案内書11ページ「4その他」の⑤に、当該売却物件の道路境界線と隣地境界線から建物の壁面まで50cm以上空けること、とありますが、分譲住宅とする場合、分譲住宅間の隣地境界からも50cm以上空ける必要がありますか。また、「塀等がある場合はその面から50cm」となっていますが、バルコニーの場合でも50cm以上の空きは必要ですか。	地番51番1の道路境界・隣地境界から50cm以上空ける必要はありますが、分譲住宅間の隣地境界の空きについては問いません。バルコニーの場合でも50cm以上の空きは必要です。
土地売払案内書12ページ⑤の買戻し特約について、一般的な分譲の戸建てを引き渡する場合でも、特に問題はありませんか。また、買戻し特約登記はどのタイミングで解除されるのでしょうか。	建築確認申請で予定建築物が確認できないうちは、土地のみでの売買は買戻し特約解除の対象となりません。買戻し特約登記の解除については、建築物の竣工後売払案内書に記載の要件から逸脱していないことが確認できた後となります。
土地売払案内書12ページ⑨について、北側西側との覚書の内容の開示は可能でしょうか。	覚書の閲覧は可能です。原則予約制とさせていただきますので、事前に電話連絡いただきますようお願い申し上げます。予約がない場合はお待ちいただく可能性がございますがご了承ください。
市道上小阪18号線の道路高さを一部変更するにあたり、計画地南側にある「児童遊園」の図面の開示は可能でしょうか。	どのような計画になるか現時点では未定ですので、まだ図面はございません。公園課と協議の上で進めていただく必要がございます。
土地売払案内書15ページにある道路整備図について、点字ブロック2か所設置することとなっていますが、具体的な設置位置はどこでしょうか。	道路管理課と協議していただく必要がございます。
地番48-19の駐車場について、アスファルト舗装をすることとなっていますが、地権者及び駐車場使用者との協議はどのような内容で行われていますか。実際に車両が駐停車されていますが、工事期間中の駐停車は難しいと思います。	契約締結までに売払条件の説明を行う予定です。契約締結後、工事詳細についてご説明いただく必要がございます。工事期間中の駐車場については代替場所が必要かどうかも含めて協議いただく必要がございます。
土地売払案内書にある図面のCADデータを入札前にいただくことは可能でしょうか。	CADデータは落札後であればお渡しすることができます。